

平成29年5月9日

平成29年第1回岬町議会臨時会

第1日会議録

平成29年第1回(5月)岬町議会臨時会第1日会議録

○平成29年5月9日(火)午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番	坂原正勝	2番	辻下正純	3番	和田勝弘
5番	道工晴久	6番	松尾匡	7番	反保多喜男
8番	田島乾正	9番	奥野学	10番	出口実
11番	竹原伸晃	12番	小川日出夫	13番	中原晶

欠席議員 0名

欠 員 0名

傍 聴 0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田代堯	水道事業理事	鵜久森 敦
副 町 長	中口守可	総務部理事兼 財政改革部理事兼 まちづくり戦略室理事	佐藤博昭
副 町 長	種村誠之	しあわせ創造部 理 事	波戸元雅一
教 育 長	笠間光弘	都市整備部理事	家永 淳
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 兼政策推進担当課長	保井太郎	都市整備部理事	早野清隆
総 務 部 長	西 啓介	危機管理監	川端慎也
財政改革部長	四至本直秀	財政改革部税務課 長兼行革推進課長 兼 税 務 課 長	阪本 隆

しあわせ創造部長 古橋重和

都市整備部長 木下研一

教育次長 竹下雅樹

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 岸本保裕 議会事務局係員 池田雄哉

○会 期

平成29年5月9日から5月10日（2日）

○会議録署名議員

1番 坂原正勝

2番 辻下正純

議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	議案第35号	専決処分の承認を求める件（岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正）
日程第4	議案第36号	専決処分の承認を求める件（岬町税条例の一部改正）
日程第5	報告第2号	損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告の件
日程第6	報告第3号	損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告の件
日程第7	議員提出議案第1号	岬町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
日程第8	議員提出議案第2号	特別委員会の設置について
追加日程第1		議長辞職について
追加日程第2	選挙第2号	議長の選挙について
追加日程第3		副議長辞職について

追加日程第4	選挙第3号	副議長の選挙について
追加日程第5	選任第1号	委員会委員の選任について
追加日程第6	選任第2号	議会運営委員会委員の選任について
追加日程第7	選任第3号	特別委員会の選任について
追加日程第8	選任第4号	泉州南消防組合議会議員の選挙について
追加日程第9	議案第37号	監査委員の選任について同意を求める件
追加日程第10		総務文教委員会の閉会中の所管事務調査について
追加日程第11		厚生委員会の閉会中の所管事務調査について
追加日程第12		事業委員会の閉会中の所管事務調査について
追加日程第13		議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

(午前10時00分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成29年第1回岬町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの時刻は午前10時00分です。

本日の出席議員は11名でございます。欠席議員は出口議員が病気のため欠席でございます。

出席者数が定足数に達しておりますので、本臨時会は成立しました。

本臨時会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○道工晴久議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名します。

1番坂原正勝君、2番辻下正純君、以上の2名の方をお願いします。

○道工晴久議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日5月9日から10日までの2日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日5月9日から10日までの2日間に決定をいたしました。

それでは、本臨時会の開会に当たり、町長からあいさつを求められておりますので、これを許可します。岬町長、田代 堯君。

○田代町長 皆さん、おはようございます。

ただいま、議長のお許しを得ましたので、平成29年第1回臨時会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、臨時会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙にもかかわらずご出席を賜り、心から御礼を申し上げます。

さて、去る4月1日日本町の念願でありました第二阪和国道が全線供用開始となりました。開通式典には多くのご来賓、関係者の皆様に、また開通イベントにも多くの方にお越しをいただき、

改めて大勢の方々のご尽力により国道が開通したことを実感いたしました。

また、国土交通省と事業等を進めてまいりました、岬町で2番目となる道の駅みさき夢灯台も同日開駅いたしました。第二阪和国道を一旦おりて入場する立地ですが、多くの方が淡輪ランプをおりてお越しいただき、連日活気に満ちあふれているところであります。

交流人口拡大の重要な拠点である道の駅設置に強い思いで事業を進めてまいりました私としては、開駅以来この光景をうれしく思っているところであります。

また、道の駅みさき同様、重要施策に位置づけております深日航路の再生に向けた取り組みとして6月25日から約3カ月間社会実験運航を実施いたします。

道の駅みさきを拠点として町内各施設に向け、そして、深日港から淡路、四国に向けて人の流れをつくり、交流人口の拡大に努めてまいりたいと考えております。議会の皆様におかれましても、何とぞご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本臨時会にご提案申し上げます付議事件でございますが、専決処分の承認を求める件2件、損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告の件2件、以上議案2件、報告2件でございます。何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましたのごあいさつとさせていただきます。どうか、よろしくお願いいたします。

○道工晴久議長 町長のあいさつが終わりました。

○道工晴久議長 日程第3、議案第35号「専決処分の承認を求める件（岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正）」を議題とします

本件について、提案理由の説明を求めます。町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 日程第3、議案第35号、専決処分の承認を求める件（岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正）についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

専決処分理由につきましては、議案書の裏面をご参照願います。

非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部を改正する政令が、平成29年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部に所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により平成29年3月29日付で

専決処分を行ったものでございます。

それでは、議案書の裏面並びに新旧対照表とあわせて送付させていただいております非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令概要の資料をご参照願います。

今回の改正としましては、一般職の職員の給与に関する法律が平成28年11月に改正され扶養手当の支給額が段階的に変更されることに伴い非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令によって、扶養親族加算額及び加算対象区分が改正されました。

ただし、今回の改正内容は加算額を段階的に改正するものであるため、支払いに正確性を期する等、損害補償を実施する上での事務を考慮し、平成28年度は、平成29年度における補償基礎額の加算額を改定し、平成30年度における補償基礎額の加算額は、平成29年度末までに改定することとされました。

それでは、今回の条例の一部改正についてご説明させていただきます。

岬町消防団員等公務災害補償条例（昭和57年岬町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「にあつては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同項第2号中「にあつては」を「には」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「433円」を「333円」に改め、「第2号」の次に「に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号」を加え、「第5号」を「第6号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第2号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

第3号、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫、第5条第4項中「満15歳」を「15歳」に、「満22歳」を「22歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

また附則としまして、（施行期日）1、この条例は、平成29年4月1日から施行する。（経過措置）2、この条例による改正後の岬町消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた岬町消防団員等公務災害補償条例同条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」とい

う。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

以上が、専決処分をいたしました岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 本条例の対象について確認をさせていただきます。

全消防団員数及び今回の提案に伴って負の影響を受ける、要するにマイナスですね、の影響を受けるとされる団員数をお答えいただきたいと思います。

といいますのは、先ほどご提案のあったとおり、家族構成によって金額等が変わってきますので、詳しい家族構成などについて、私、承知しておりませんから、具体的にはどのような影響を受けるのか確認をさせていただきます。お願いします。

○道工晴久議長 町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 お答えいたします。

団員数につきましては101人の中で、おおむね影響を受けるとされる団員数につきましては、1名という形で認識しております。

ただ、ご指摘のとおり詳しい状況は、その事象が生じた場合でないと確定しないこともございますので、あくまでも現在の見込みとして1名ということでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 1名ということでありましたが、そこから考えますと、今回、減額、万一のことが起こった場合ということになりますけれども、減額ということになるのが101名のうち1名ということでは理解がしづらいということか、再度確認をさせていただきます。

ご承知のとおり、この改定は3月議会のときにも一般職の職員にかかわることとして提案されたものに準ずる適用でありまして、扶養親族の中に子どもとされる区分の扶養親族がおられる場合は増額ということになりますけれども、配偶者に係る手当としては減額ということになっておりますから、子どもさんがおられない方についてはストレートにマイナスということになるのかなと思うんですけれども、そういったことから言いますと、1名でいいのかなという疑問が生じたりしておりまして、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

○道工晴久議長 町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 お答えいたします。

101人中、私、1名と申しましたが、事象が出た場合の1名ということでございまして、正確には1名でございません。

詳しくは、事象が出た段階で把握されることとなりますので、現在のところ、詳しい家族構成等、我々のほう持ち合わせておりませんので、現在のところ、議員ご説明のとおりの見込みという形でのお話にはなるかと思いますが、詳しい家族構成については現在のところ掌握していないという状況でございます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

ないようですので、以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 賛同しかねる立場であります。

先ほどの質疑において、詳しい家族構成を掌握していないので影響についてはわからないとおっしゃりながら、万一のことが起これば影響が出るのは1名というお答えをいただいたことそのものに疑問を感じるころではありますが、それは置いておくとして、非常備消防として岬町においては非常に重要な役割を果たしていただいている消防団員の方々や、また、その家族に万が一のことが起こった場合、負の影響、マイナスの影響が起こるということは、恐らくゼロではないということが考えられます。

家族構成によって配偶者をお持ちの方、お子さんがおられる方、父母、祖父母、そして重度心身障がい者と、扶養親族それぞれについて区分が設けられているわけですが、そのうち、子どもさんがおられる世帯に対しては扶養手当の増額という措置がなされる予定でありますけれども、それ以外のところについてはマイナスの要因が段階的に影響として考えられますから、その影響が先ほどお聞きしたところでははっきりとわからないということもあり、また、子どもさんは、今、子どもさんをお持ちでも、行く行くは大きくなっていくわけですから、増額対象とされても、対象でなくなる方はおられます。

もちろん、このことをきっかけに子どもさんをお持ちの若い方にも消防団員に加わっていただくというきっかけづくりにはなるのかなとは思いますが、そもそも、この扶養手当については配偶者等に係る扶養手当を減額して子どもさんがおられる世帯を対象にするということではなく、全体を引き上げるということが必要であろうと考える立場でありますから、賛同しかねるものであります。

○道工晴久議長 他にございませんか。

ないようですので、以上で討論を終わります。

これより、議案第35号「専決処分の承認を求める件（岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正）」を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第35号は承認することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第4、議案第36号「専決処分の承認を求める件（岬町税条例の一部改正）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程第4、議案第36号、専決処分の承認を求める件（岬町税条例の一部改正）につきまして、ご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

専決処分の理由といたしましては、地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第26号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第27号）が平成29年3月31日にそれぞれ公布され、原則として平成29年4月1日に施行されることに伴い、岬町税条例の一部に所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により平成29年3月31日付で専決処分したものでございます。

なお、改正の内容につきましては、本議案書とあわせて配付いたしております岬町税条例の一部を改正する条例の概要によりご説明いたしますが、加えて、新旧対照表もご参照願います。

また、説明に当たりましては主な改正内容の要点説明とし、字句の変更や改正条項等の読み上げにつきましては省略させていただきます。

それでは、岬町税条例（昭和51年岬町条例第19号）の一部改正の主な改正内容についてご説明いたします。

なお、この条例の施行日は一部を除き平成29年4月1日でございます。

それでは、まず本則における町府民税関係につきまして説明申し上げます。

条例第33条の改正では、法改正の字句修正に伴う整備に加え、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式の決定ができるという規定の整備でございます。

第34条の9では、条例第33条の改正に合わせまして字句の改正を行うというものでございます。

第48条では、字句について法改正に準じた整備を行うとともに、法人税法の項移行に伴う規定の整備を行うものでございます。

第50条につきましては、法令等の字句修正及び条文移動に伴う字句の整備に加えまして、納付すべき金額の増額更正に伴う延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備を行うものでございます。

次に、固定資産税関係です。第61条では法改正により、震災等で滅失等した償却資産にかわる償却資産等を取得した場合の固定資産税の課税標準の特例の規定の新設に伴う第8項の規定を整備したものでございます。

第61条の2につきましては、法改正により、家庭的保育事業、居宅訪問型保健事業、事業所内保育事業において、わがまち特例による割合を定める規定の整備を行ったものでございます。

第63条の2につきましては、区分所有に係る家屋及び居住用超高層建築物の税額の案分の補正の方法につきまして、法施行規則の改正に伴う規定の整備を行ったものでございます。

第63条の3につきましては、法改正の字句の修正に伴う規定の整備に加え、被災市街地復興推進地域に定められた場合の特定被災共用土地に対する固定資産税の按分方法につきまして所有者の申し出により、震災等発生後4年度分に限り、申し出た按分方法を用いるための規定の整備というものでございます。

第74条の2につきましては、被災市街地復興推進地域に定められた場合、被災住宅用地がやむを得ない事情により住宅用地として使用できないと認めるときは、震災等発生後4年度分に限り、当該土地を住宅用地とみなす特例を適用するための規定の整備というものでございます。

次に、附則における町府民税関係の改正について説明いたします。

附則第5条の規定につきましては、法の字句修正に伴う規定の整備を行ったものでございます。なお、本条の施行日につきましては平成31年1月1日ということでございます。

附則第8条の改正につきましては、法改正によりまして肉用牛の売却による事業所得に係る特例について、適用期限を3年間延長するというものでございます。

次に、固定資産税関係では、附則第10条において法附則第15条の3の2の新設に伴い法附則第15条から法附則第15条の3までの固定資産税の課税標準の特例に係る償却資産について、震災等による滅失等した償却資産等にかわる償却資産の特例に係る固定資産税の課税標準の特例の適用がある場合の第61条第8項の読みかえを規定するものでございます。

次に、附則第10条の2は、わがまち特例の割合に係る条項の整備を行ったもので、法改正の条文移動に伴う規定の整備並びに期限つき条文の削除及び新たに特定事業所内保育施設や都市緑地法の規定の用に指定された緑地保全・緑化推進法人が認定計画に基づき設置した市民緑地の用に供する土地についての規定の整備を行うものです。

ただし、この第18項につきましては根拠となる都市緑地法の一部を改正する法律案が3月31日時点では可決されていないことから施行日は法案が可決し、成立し、交付された日としております。

なお、これにつきましては4月28日に国会において可決されたという状況でございます。

附則第10条の3につきましては、法令等の条文移動に伴う固定資産税の減額の申告に係る規定の整備に加え、特定耐震基準適合住宅や特定熱損失防止住宅の新設に伴う固定資産税の減額の申告に係る規定の整備を行ったものです。

次に、軽自動車税関係の改正について説明いたします。

附則第16条につきましては、新たな項の新設に伴う字句の改正に加え、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について重点化を図った上で適用期限を2年間延長するものでございます。

附則第16条の2につきましては、グリーン化特例（軽課）が不正に行われた場合の減税に伴う不足分徴収等に係る規定の整備を行ったものでございます。

続きまして、町民税関係の改正につきまして説明いたします。

附則第16条の3につきましては、法改正により、第2項において特定上場配当等に係る配当所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が賦課方式を決定できるという規定の整備をしたものでございます。

附則第17条につきましては、法改正による項移動に伴う規定の整備に加え、優良住宅用地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特例について規定の整備を行うものでございます。

附則第20条の2につきましては、法改正により、第4項において特例適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が賦課方式を決定できるという規定の整備でございます。

附則第20条の3につきましては、法改正により、第4項及び第6項において租税条約等実施特例法に規定する条約適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が賦課方式を決定できるという規定の整備でございます。

最後に、第3としまして、岬町税条例等の一部を改正する条例の一部改正につきまして説明いたします。

附則第5条では、今回の附則第16条の改正に伴いまして、平成26年岬町税条例第14号の附則第6条の規定整備を行うもので、施行日につきましては平成31年10月1日とするものでございます。

附則第6条につきましても、今回の附則第16条の改正に伴いまして、平成28年岬町条例第12号の第1条の2及び第2条の規定整備を行うもので、施行日につきましては公布の日からとするものでございます。

以上が、議案第36号、岬町条例の一部を改正する条例の概要でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいまご説明をいただきました概要版の中でお尋ねをいたします。

資料としてお配りいただいております概要版の1ページの一番初めのところなのですが、大きな1番、本則と掲げられておりまして、町府民税関係第33条所得割の課税標準という項目がございます。

そのアスタリスクマークで申しますと二つ目のところで、法改正により特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して町長が課税方式の決定できる規定の整備という項目がございます。

先ほど、口頭でもこの内容については説明をいただきました。

これが、実際に申請が行われるかどうかということは別にして、こういった条文を設けるということは申請をされるということも視野に入れて考えていくべきと思うんですが、これを使って申告をされる方というのは、一体どんな条件の方がこの制度を利用されるということが想定されるでしょうか。

○道工晴久議長 財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 中原議員のご質問にお答え申し上げます。

そもそも、配当等につきましては、分離課税というのが日本の税制度でなっておりますけれども、この場合、町長が先ほど説明されましたように、提出された書類によりまして総合課税に変えることもできるという状況でございます。

この場合、基本的には税といいますのは納税者有利という原則に立ちますので、基本的には納税者の有利な方法の決定というようになると思いますけれども、この場合、現在、私たちも初めてのことでありますので検討しているんですけれども、例えば事業所得が相当のマイナスが出たという場合におきまして、総合課税を選択したほうが有利であるのか分離課税をしたほうが有利になるかという部分で、町長が賦課決定をしていくというような状況が場合によっては出てくるのではないかと考えてございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、お答えをいただきましたが、分離課税が原則であると、これはおっしゃっておりだと思います。

一旦、分離課税の原則に基づいて申告された方が、ケースによっては総合課税に変更ができる、そういう新たな制度が設けられるということなんですね。

それで、具体的にどういうケースが考えられるかということをお尋ねをいたしまして、今、挙げられたことで言いますと、事業所得に相当のマイナスが出た場合と、それ一つの救済という制度という見方もできると思います。

それから、もう一方で、もちろん事業所得にマイナスが出たという穴を埋めるために総合課税を選ぶということができる制度でありますから、相当の利益を出していないと意味がないわけですね。

そういうことから言いますと、申告書の制度の利用を変更することによって利益を得ることが考えられるわけなんです。その判断は町長が行う、そういった申告が出てきた場合は町長が判断をされるということになるという提案であります。

そこで、町長にお尋ねをするんですが、分離課税を原則としながらも、総合課税にできるという文言を加える。そのことによる効果というのは、もちろん救済という措置も考えられますけれども、これもう一方で非常に大きな利益を得ているにもかかわらず、それに伴う納税がなされないという可能性もはらんでいるわけなんですね。

そこで言いますと、岬町にとっての利益は何か、住民にとっての利益は何かという観点から判断しますと、やはり分離課税に基づいて支払っていただくべきものは支払っていただくというのが妥当な判断と私は考えますけれども、こういう納税者がこの制度を利用して大きな利益を得た

場合に、それに伴う納税を回避するというように利用されようというようなケースが発生した場合、町長はどのようにご判断をされるのかお尋ねをしたいと思います。

○道工晴久議長 財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 町長ということですが、私のほうから説明させていただきます。

先ほど、事業所得で多くの所得を得ているというような質問ですけれども、基本的には事業所得である場合は大きな損失をしている場合が考えられております。

ですので、相当事業所得において、その年度において優位といえますか、大きな利益を得ていたものではないというのがまず1点あります。

基本的には、税というのは納税者有利という形がそもそもの原則ですので、基本的には法改正が定められた場合につきましては、それに基づいて納税者有利に基づいて判断していくということが行われるべきであると考えております。

それとつけ加えまして、これはあくまで本人からの申告によりまして判断することとなっておりますので、その辺は本人さんが、町長が独自で判断されることではないということをご理解いただきたいと思います。

○中原 晶議員 町長が独自の判断をと。

○四至本財政改革部長 ですので、基本的には、この判断をするのは本人からの申告、要はこういう形で再度見直してくださいよという形の申告があった場合に見直すよという規定でございますので、その辺はご理解願いたいと思います。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 そんなのわかってるんですよ。日本語はそれなりにわかっているつもりです。もちろん、本人が申告してきたときに町長が判断する、当たり前ですよんか。書いてあるとおりのことを私お尋ねしていますよ。

本人が申告してきたら、自動的に申告したとおりにならへんと、町長がそこで判断をするんでしょと、その判断をどうされるんですかと私はお尋ねしているんです。

もうお聞きはしませんけれども、そこはもうちょっとお答えに工夫をいただけたらなと思いましたが。

ごめんなさい、質問の場面なのに、一言言いたいことだけ申し上げました。すみません。

○道工晴久議長 他にございませんか。

ないようですので、以上で質疑を終わります。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 先ほどの答弁をお聞きいたしまして、反対せざるを得んという判断に至りました。

この条例改定の案については、災害に対する対応であるとか、妥当であると考えられるものも含まれておりますので、全否定をするつもりは決してございませんが、課税の考え方について、やはり岬町としてこのような態度でいいのかなということに疑問を感じるところであります。

先ほど来、お聞きもし、申し上げているとおり、課税については分離課税が原則でありまして、マイナスを埋めるために総合課税に変更を行うと。もちろん、救済という考え方もありますが、それはもう一方で、非常に大きな利益を得ているにもかかわらず、そのことに伴う課税がなされないということにつながりかねません。

実際のケースとしては、この岬町でこういったことが発生するということは非常に希有なことだとは思いますが、これは、基本的には富裕層優遇の考え方に基づくものであります。

基本的に納税については多く富を得たものに対してはきちんとそれに伴う納税をいただくというのが税金の基本的な考え方でありますから、納税者に有利なようにということを強調しておられましたけれども、公正に課税、納税が行われるべきという考え方から言いますと、先ほどの答弁には私は承服しかねると思います。

町長の判断が最終的になされたことによって申告書の内容が適用されるのかどうかということが問われますから、その意味では町長に適正にそういったケースが起こったら判断するんだと、岬町に有利な方向に判断するというお答えでも得られれば私の賛否についても変わってくるところもあったかなと思うんですけれども、残念ながら、そういったご回答は得られませんでしたので、この税条例一部改正については賛同しかねるものと考えております。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

これで討論を終わります。

これより、議案第36号、「専決処分の承認を求める件（岬町税条例等の一部改正）」を起立により採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第36号は承認することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第5、報告第2号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告の

件」について報告を求めます。総務部長、西 啓介君。

- 西総務部長 日程第5、報告第2号、損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告の件について、ご説明をいたします。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

裏面の専決処分書をご参照ください。

公用車における物損事故に係る案件でございます。

事故発生日時は、平成29年3月8日（水）午後1時55分ごろで、事故発生場所は大阪府泉南郡岬町深日2000番地の1、岬町役場駐車場内でございます。

損害賠償及び和解の相手方は、大阪府泉南郡岬町深日3476番地の4、大野良子氏であります。

事故の概要でございますが、公務のため岬町職員が公用車を駐車した際、運転席ドアをあけようとしたところ、強風のため、隣に駐車していた相手方の車両に接触し、同車両を損傷したものでございます。

損害賠償の額は対物損害賠償として15万6,621円でございます。損害賠償の内容といたしましては、損傷した車両の修理代及び修理している間のレンタカー代でございます。

なお、損害賠償額につきましては、一般財団法人全国自治協会の自動車損害共済事業から相手方に全額支出されることとなっております。

以上のことにつきまして、平成29年4月10日に専決処分をいたしました。

以上が、損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の内容でございます。

本物損事故の発生を受けまして、安全運転管理者であります総務課長から各所属部署に対し、公用車運転時における注意喚起の通知を行い、改めまして安全運転の徹底の周知を図ったところでございます。

今後におきましても、職員の安全運転意識のより一層の向上を図りまして、事故の防止に努めてまいります。

- 道工晴久議長 これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。田島乾正君。

- 田島乾正議員 小さな物損事故ですけども、一応、公用車という認識を新たに運転していただきたいという要望も含めてですけども。

この強風が吹いておったので隣の一般車両に当たったと、当日はどの程度の強風が吹いておっ

たかもわかりませんし、そして、当たった状況の駐車スペースの略図もないし、言葉だけの説明で、どうもちょっと納得しがたいなど。車の修理の間のレンタカー代でこのぐらいの金額が要つてということですが、この方は職員というけども、正職員ですか。臨時とか、そういう方の職員ではないんですか。その部分について、ちょっと説明願いたいと思います。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 本件事故の当事者につきましては、町の正職員でございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 質問漏れ、2点あるんやけども、当時ほどの程度の風速があったかということ、ドアをあけたときに持たれないほどの強風があったのか。そういう場合は、やっぱり運転するか、とめる場合はいろんな知恵を出して、風に直接当たらない、前から突っ込むのか後ろからするか、そういうことを配慮せないかんと思います。

ただ、強風が吹いていたから扉が急に開いて隣の車に当たったと、これは単なる言いわけですね。強風が吹いていたら、両手で持って、ずっとゆっくりあけたらいいと思うねんけどね。それは注意散漫になっているのと違うかな。

強風の風力というのか、風速というのか、それは当時ほどの程度吹いていたのかいうのを説明もしていただかんと、そよ風程度で当てたのか、それはわかりませんよ、現場。わからんから聞いているのであって、どうですか、西部長。どの程度の風、吹いていたんですか。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 当時の気象状況というのは、細かな数時等は把握しておりませんので、ただ、私も当事者からの聞き取りによりますと、突風が、ちょうどおりて、ドアをあけるときに吹いて、その勢いで隣にとまっていた車両のドアに接触したということの報告を受けてございます。

ただ、具体的にどれぐらいの強い風かというのは、具体的な数字とか把握しておりませんので、当時の聞き取りではそういう当事者からの報告を受けております。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 次も、これ事故の報告ですが、運行管理者というのは、やはり当日の職員の健康状態とか、そして気象条件とか、通常気象でしたら、そういう注意喚起を促さんでいいんですけども、このような突風吹いてドアが引きちぎれるほど相手車両に当たるような、そんな突風のときは、やっぱり運行管理者というのは注意喚起せないかんとするんではないですか。

そして、帰ってきた場合は、何も事故なかったかと、こういう突風の場合、今後ともこういうこととして下さいよと、そのための運行管理者を置いているんですから。ただ、名ばかりの運行

管理者置くんやったら、あってもなかっても必要ないことすわな。

ということで、運行管理者も責任あるということを認識して、今後、こういう事故のないように注意喚起を要望しときます。

○道工晴久議長 他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これをもって、日程第5、報告第2号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告の件」についての報告を終わります。

○道工晴久議長 日程第6、報告第3号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告の件」について報告を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第6、報告第3号、損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告の件について、ご説明をいたします。

本件につきましても、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

裏面の専決処分書をご参照ください。

本件も、公用車における物損事故に係る案件でございます。

事故発生日時は、平成29年4月1日（土）午前8時20分ごろで、事故発生場所は、大阪府泉南郡岬町淡輪地先せんなん里海公園第4駐車場でございます。

損害賠償及び和解の相手方は、大阪府東大阪市高井田本通7丁目7-19、ヤマトヨ産業株式会社であります。

事故の概要でございますが、公務のため岬町職員が公用車を駐車した際、後方確認が不十分であったため、駐車していた相手方の車両に接触し、同車両を損傷したものでございます。

損害賠償の額は、対物損害賠償として10万6,315円でございます。

損害賠償の内容といたしましては、損傷した車両の修理代及び修理している間のレンタカー代でございます。

なお、損害賠償額につきましては、一般財団法人全国自治協会の自動車損害共済事業から相手方に全額支給されることとなっております。

以上のことにつきまして、平成29年4月14日に専決処分をいたしました。

以上が、損害賠償額の決定及び和解に関する専決処分の内容でございます。

今後におきましても、職員の安全運転意識により一層の向上を図りまして、事故の防止に努めてまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。田島乾正君。

○田島乾正議員 2件続けての1カ月もたたないうちの事故ですわな。

これは土曜日の発生で、8時20分ごろ。これは休日に当たるんですけども、この方も正職員が運転して公務で行かれたのか、このまず確認をしたいと思います。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 当日は、ちょうど道の駅、第二阪和の開通の式典のイベントの日でございまして、それに従事しておる町の正職員でございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 ということは、1人では従事していないということですか。当然、複数乗車されておったと思うんですね。

ただ、この車、後方バックするときは、同乗者が後方確認誘導すべき立場にあるのと違いませんか。一応、公務でお互い、車両ともどもその駐車場に行ってるんですから。運転者ばかりに任せて、やはり同乗者もある程度後方確認、安全確認して誘導すべきと思うんですけども、この点について、運行管理者の立場としたらどういいう見解持っていますか。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 当日は、イベントの関係で、職員1人だけ乗車しておりましたので、本事故については同乗者はいてなかったという状況になっております。

○道工晴久議長 他にございませんか。

これで質疑を終わります。

これをもって、日程第6、報告第3号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告の件」についての報告を終わります。

○道工晴久議長 日程第7、議員提出議案第1号「岬町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。副議長、小川日出夫君。

○小川日出夫副議長 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第1号、岬町議会委員

会条例の一部を改正する条例制定についてを岬町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、提出します。

提出者及び賛成者は次のとおりです。

敬称を略させていただきます。

提出者	岬町議会議員	小川日出夫
賛成者	同	坂原 正勝
	同	辻下 正純
	同	反保多喜男

提案理由は、常任委員会の運営の活性化を図るため、現行条例を見直し、常任委員会名称、委員定数及び、その所管を改めるため、本条例に所要の改正を行うものであります。

それでは、岬町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）を説明させていただきます。

岬町議会委員会条例（昭和62年岬町議会条例13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「ただし、まちづくり戦略室の所管については、別に定める。」を削り、同項第1号中「総務文教委員会8人」を「総務事業委員会6人」に、「総務部」の前に「まちづくり戦略室、」を加え、「教育委員会」を「都市整備部」に改め、同項第2号中「厚生委員会8人」を「厚生文教委員会6人」に改め、「しあわせ創造部」の次に「及び教育委員会」を加え、同項第3号を削り、同条第2項中「2箇」を「1箇」に改める。

第4条の2第2項中「7人」を「6人」に改める。

第8条第2項中「委員会において」を「議員全員で」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成29年5月9日から適用する。

参考までに新旧対照表をつけておりますので、ご参照ください。

以上でございます。

よろしくご審議の上、議決賜るようよろしくお願い申し上げます。

なお、質疑に対する答弁については、自席で行いたいと思いますので、ご了承を願います。

○道工晴久議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 提案者にお尋ねをいたします。

素朴な疑問なんですが、議員提出議案第1号ということで、「上記の提案を別紙のとおり、岬

町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します」とあります。

表現の問題なんですけれども、従前は、「地方自治法第112条及び岬町議会会議規則第14条の規定により」という表現を使っていたんです。それを、今回このように改められる何か特段の理由があればお聞きをしたいと思います。

内容についてお尋ねをいたします。

提案理由として、「常任委員会の運営の活性化を図るため」という提案理由がありますけれども、常任委員会についてまずお尋ねしますが、これは新旧対照表を見せていただきまして、三つの常任委員会を二つにしようと、あわせて、三つそれぞれの委員数、現在は8人ずつ配置をしておりますが、これ二つの常任委員会に6人ずつと、2人減らすという提案がございます。

提案理由の、常任委員会の運営の活性化を図るということから申しますと、委員数を8人から6人に減らすというのは、この理由として提案されている活性化という問題から見ますと、私はちょっと疑問を感じるところであります。

かねてから申し上げておりますが、私は審議をするに当たって、より多くの委員が審議に当たるほうがいいと思っています。そのほうがチェック機能も働きますし、より活発な議論ができる。そのことを通じて、議会としての責任を果たせるのではないかと考えているものでありますから、委員定数を8人から6人に減らすということと常任委員会の運営の活性化という理由の説明が私は食い違うように思っているんです。そのことについて、提案者のお考えをお尋ねしたいと思います。

それから、常任委員会ではありませんが、この機会に議会運営委員会の定数も改定することがあわせて提案をされています。現在は、議会運営委員会の定数は7名、それを今回の提案で6名にしようというものであります。

このことは私にとっては寝耳に水でございまして、私は、現在、議会運営委員会の長を務めさせていただいておりますけれども、議会内での協議は全く聞いたことがございません。こんな乱暴な議会の運営があっているのかということをもっと申し上げたいと思います。

それから、提案理由に、常任委員会の運営の活性化と書かれておりますが、議会の活性化というのは非常に大事な課題であるというように考えます。

そのことから申し上げましても、議会運営委員会の7人を1人減らして6人というのは、活性化という観点から考えますと、やはり逆行するのではないかと思います。7人から6人という提案をなされる理由をお尋ねしたいと思います。

それから、委員長と副委員長の選任方法の改定についても提案がされております。

現在は、条例上は、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会については、委員長と副委員長はそれぞれの委員会においては互選をすると定めております。

それを、このたびそれぞれの委員会の委員長及び副委員長を議員全員で互選をするというように改定をしようという提案でございます。なぜ、このように変えるのかということについて幾つかお尋ねをいたします。

そもそも、それぞれの委員会の中で委員長や副委員長を互選して決めるというのが私は順番として妥当性があるというふうに思うんですよ。

この議員全員で互選をするということになりますと、自分が入っていない委員会の委員長や副委員長についても物申すと言いますか、決める、決定するということにかかわることになりますから、委員以外の議員が委員長を決めるというのはおかしいというのが私の基本的な疑問であります。

そのことにかかわって幾つかお尋ねをいたします。

それぞれの市町村の議会において、議会委員会条例が設けられております。大阪府下43の市町村のうち、それぞれの議会で設けている委員会条例において、委員会において互選をすると定めていない議会は幾つあるのでしょうか。

それから、この委員会条例については標準町村議会委員会条例をなぞる形で岬町でも設定されているなというように認識をしているんですけども、標準町村議会委員会条例ではそれぞれの委員会の委員長や副委員長はどのように選任すると定められているか、改めて確認をさせていただきたいと思います。

それから、実はこの条例は、以前、運用上、委員会において互選をすると定めておりますけれども、この定めのとおりには運用できないという現実的な事情が私どもの議会の側にあったんですね。

それは、一時期、三つの常任委員会の委員長や、また議会の三役という便宜上、私どもが使っている、そういう役職にある方が一つの委員会にしか所属できないという運用をしていたために、先に委員長を決めざるを得ないという現実的な壁があったんですよ。

ですので、そのときは仕方なく委員長を先に決めざるを得ないということになっていたわけですが、現在、それぞれの常任委員会、三つの常任委員会には1人の議員が2カ所入れるということになっておりますので、委員会において互選をするということが現実的に可能となっております。

また、今回ご提案の二つの常任委員会にそれぞれ6人ずつ所属しましょうという提案でありま

すが、そうなったとしても、委員会において互選をするというのは実現するわけです。現実の壁がなくなるわけですから、議員全員で互選をせざるを得ない状況は解消されるわけなんですよ。

それなのに、なぜ委員会において互選をするというルールから議員全員で互選をするというルールに変えることを提案されるのか疑問に感じております。

そもそも、この委員会において互選をするというのは、決めていく順番として、委員会の構成を先に決めて、その後に委員長と副委員長を委員会において互選をするという順番が妥当でありますし、この岬町議会委員会条例も順番としてもそのように条例のたてつけがなされているわけなんですよね。

第7条のところで委員の選任を行います。誰がどの委員会に所属をするのか、委員構成をまず決めます。それから、第8条として委員長及び副委員長はこう決めましょうねというルールが順番として書かれているわけでありまして、これは普通に考えて妥当性のあるたてつけと構成かなと私は思っておりますので、なぜ委員会において互選をするというのを議員全員で互選をするに変えるのかということが理解できないのです。そのあたりについても提案者にお答えをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○道工晴久議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 お答えさせていただきます。

最初の提案理由、岬町議会会議規則14条第1項及び第2項の規定により提出します。以前は、地方自治法第112条及び岬町議会会議規則第14条の規定により提出しますと提案してたのに、なぜ今回、第112条という部分がなくなっているのか。その点につきましては、私はこの岬町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する、これで可能だと思ったので、そうさせていただきました。

2点目は、総務文教委員会を8人から6人、総務事業委員会を6人、要は、6人にして2常任委員会であったらば活性化を図るために審議が手薄になるのではないかという質問でございますが、私としては、常任委員会を二つにし、6人で慎重審議をすることのほうが慎重審議がなされると解釈したので提案させていただきました。

次に、議会運営委員会の定数を7人から6人に改める、この件につきましては、私は議会運営委員会に所属しておりませんので、そのときに寝耳に水と、そうおっしゃいましたが、私は委員会に所属しておりませんので、この場をもちまして、7人から6人が適切ではないのかという意味で、今回、議会運営委員会も6人に改めるという提案をさせていただきました。

続けて、常任委員長を互選ではなく、先ほど中原議員のほうからは議員全員で互選をするとい

う表現をされましたけども、私は議員全員で互選という言葉はちょっと誤りかなと。議員全員で選出するという提案でございます。

議員定数も14から12になり、12人で委員長を選出するほうがよりベターではないかという意味合いのもとで提案させていただきました。

以上かな、質問は。

○中原 晶議員 大阪府下の、

○小川日出夫議員 43市町村で大阪府下で定数を定めているところは何件あるかと、私はその件については調査をしておりませんので、お答えできません。

○中原 晶議員 標準町村議会委員会条例では、この件をどのように…

○小川日出夫議員 標準町村議会委員会条例、その件についても勉強不足で、私のほうは解釈をしておりません。申しわけございません。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ちょっと今、運営上のことで、提案者から新旧対照表の裏面に当たる場所になりますけれども、委員長及び副委員長の選任の方法について、互選という表現ではなく選出という表現が妥当であるというお言葉がありました。そうであるならば、その部分の修正をかけていただく必要があるということになります。そのことをまず1点指摘をしますが、運営上、どうされますか。

私は今、お答えいただいた中で、また新たな疑問、私の疑問にお答えをいただいていないと思っていることがありますから、さらに質問がございます。どのように運営されるか、議場でご判断ください。

○道工晴久議長 それでは、小川議員からの議案の説明でございますけども、ちょっとすり合わせをしたいと思いますので、暫時休憩をします。

○田島乾正議員 他の議員の質疑は。

○道工晴久議長 それが終わってからでもいいでしょう。先にやりますか。

先に、その分だけやらせていただきます。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 それでは、暫時休憩します。

(午前11時14分 休憩)

(午前11時29分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に続きまして、会議を再開いたします。

先ほど来、条文の改正の部分できちっと説明をしたいということで提案者の小川議員から申し出がございましたので、小川日出夫君。

○小川日出夫議員 休憩前に質疑のございました岬町議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表の裏面について、中原議員が議員全員で互選をするという面で、私は中原議員のほうは委員会のメンバーを決めてから互選をするとおっしゃったので、私は、委員会のメンバーを決めて後に選ぶという互選という意味の解釈をしました。

私の提案については、この新旧対照表の議員全員で互選をするの「互」は互いに選ぶと、議員全員で選出するという同じ意味でございまして、中原議員の互選とは、私の受けとめ方の違いで指摘をしたままでございますので、この提案書についての差しかえは行わないものといたします。

それともう1点、議会運営委員会の7人を6人にするのには、一つ理由を述べてなかったと思いますので、その7人を6人にする以前に、常任委員会を2常任委員会にすると。

今まで、議会運営委員会には常任委員長が参加するというように、これは申し合わせであるのか、ちょっと記憶にございませんが、常任委員長が3人入ることになっておりました。

常任委員長が三つが二つになるので、その委員の数を減らしたらちょうど7から6になるということでご理解いただきたいと思います。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 私が一番初めにお聞きをした提案の地方自治法第112条及び会議規則第14条という文言を、岬町議会会議規則第14条第1項、2項で足りると、可能だという答弁でありまして、それは妥当であろうと思いますので、わかりました。理解をいたしました。

それから、お答えいただいた中で、もう一度お聞きすることになるんですけども、二つの常任委員会にすると、審議が手薄になるのではないかと私が疑問を感じたと提案者は受けとめられたようではありますが、私は委員会の数を減らすことを問題にしているのではなく、委員会に所属する委員の数を減らすことがよくないというように考えております。

それで、明確なお答えをいただいていないことになるんですが、提案理由にある活性化という理由との関係であります。

常任委員会の運営の活性化を図るためという提案がなされながら、委員会の委員の数を減らす。私は、これは相反することではないかと考えているんですが、その問題をお答えいただきたいんですね。

提案理由というのは非常に大事なものでありまして、やはり、ある目的を達成するためにこの

改定を行うんだという眼目でありますから、活性化を図るという目的を達成するためになぜ委員の数を減らすのかということが私は全くわからないんですよ。そこをお答えいただきたいというのが1点目であります。

それから、議会運営委員会の定数の問題ですけれども、提案者は議会運営委員会に所属をされていなくてやむを得ないということであったのでは理解するものでありますが、7人から6人に変えることへの説明を先ほどいただきました。

これは、三つの常任委員会の委員長が議会運営委員会に所属をしているわけですが、委員長そのものが2人に減ることから自動的に議会運営委員会の定数が1人減ることなんだという説明がございまして、それは妥当性は感じられるというように思います。

ただ、本来であれば、議会運営委員会の委員の定数を議会運営委員会そのものの中で議論してから議案として提案されるべきであって、委員長として議会運営委員会の運営にこれはかかわる問題でありますから、より丁寧な運営を行うべきであったと。それこそ、議会運営委員会の委員外の方がご提案なされるのであれば、余計に議会運営委員会を例えば急遽であるけれども開くべきではないかというご相談等いただいて、議案の内容について議会運営委員会でよく議論をした上で提案をするべきであったであろうと。

これは、私、委員長という任務を仰せつかっておりますから、以後も、今回のようなことが起こらないようにということはもちろん注意をしたいと思いますが、この議会全体でこのことは肝に銘じて運営していくのが当然であろうということを一言申し上げておきたいなと思います。

理由について、わかりました。議会運営委員会の定数を7から6にということは自動的なものなんだという理由については理解をいたしました。

それから、お答えいただけませんでしたがお調べになっておられないということでありましたので、大阪府下43市町村ございますが、委員会において互選するという規定、今の岬町の委員会条例と違う、委員会において互選しないという規定になっているところは43のうちたったの二つしかございません。

それぞれの議会で恐らく何らかの事情があつてのことだと思いますので、また、あつてと思いますから、それぞれの議会のことをとやかく言うつもりはありませんし、私どもの議会は私どもの議会でルールを決めたらいいというのは当然のことです。構わないんですけれども、ただ、大阪府下だけで見ても43あるうちの二つしか、委員会において互選するという決め方をしていないところが二つしかないということは、やはり今ある委員会条例のあり方が妥当である

うということが類推されると私は思うんですね。

それから、標準町村議会委員会条例のこともお尋ねをしましたが、お調べになっておられないということでありましたけれども、全国の標準町村議会の委員会条例では、今の岬町の条例と同じ内容が明記をされております。

そういうことからしても、議員全員で互選をする、互いに選ぶということ。提案者の言葉を借りると、成立するという言葉になるんでしょうけれども、やはり、それは私は物事のことわりから申し上げましておかしいというように感じざるを得ないんですね。

先ほども申し上げましたけれども、委員会に誰が入るのかを決めて、委員会の構成が決まった後に、その委員会内で互選をするというのが当然ではないかと私は思うんですけれども、そのことに対して、重ねてお聞きをしたいと思います。なぜ、委員会において互選ではなく、議員全員で互選という提案をしておられるのかお尋ねをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○道工晴久議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 最初の常任委員会の運営の活性化を図るため、現行の条例を見直し云々のところでございます。

なぜ6人でよいのか、私は6人で十分審議できるものと確信しております。

次に、7人から6人については、先ほど説明したとおりでございます。

続いて、なぜ12人で委員長を選ぶのか。委員会に所属したメンバーで中原議員の後に選んだほうがいいのではないかと、そういうご質問でございますが、定数12人で委員長は2人しかおられません。6人で選ぶより12人で選ぶほうがベターではないかと、そう考えたので提案させていただきました。

○道工晴久議長 中原議員、よろしいですか。

他にございませんか。田島乾正君。

○田島乾正議員 ほぼ議会運営委員会の委員長が質問したように思われるんですけども、事務局も一つ聞いておいてほしいんですけどね、今回の提案者に対して、私は質疑する考えもないんですけども、今回、提案するに当たり、やはり、私も議会運営委員会の委員として所属している立場上、やっぱり委員長が寝耳に水やと、聞いてないとおっしゃるとおり、私も青天の霹靂やと、一部はね。

本来、この条例というのは、やはり物事、ルールを縛りをかけてルールを守りましょうと、そういう条例が所管を決めているわけですね。

常任委員会の改廃については、それは別に3を2に、定数の関係で2にしても、それは当然、

詰め、やるべきことですからけれども。

しかし、常任委員会の改廃とか、議会運営委員会の定数問題等についていろいろ、こういう審議はやはり所管委員会でやるべきと思うんです。

なぜかと言うと、そのために議会運営の議長の諮問機関の議会運営委員会ってあるわけですね。そこできっちり各委員、代表の委員さんで表決をして、その後、全員協議会で報告して、周知徹底した上でどなたか、議運の委員長でも結構ですから、提案していただいて、条例の改廃をすべきと思うんです。

やっぱり、委員会を表決せんと、こういうことするから、結局、先ほどの質疑とか、私が青天の霹靂やというわけですね。

一つ、局長にちょっとお伺いしたいんですけども、議員が議員に説明したら不公平ですので、やはり公務員が公平な立場で、やはり説明すべきと思うので、委員会で委員会条例等について議会運営委員会で審議、表決をなされていないものを単なる議員の提案でこういうことをすれば、瑕疵がある行為か、瑕疵がないのか、そこを局長として判断してほしいんです。

私は議員からそういう説明を求めたくないんですわ。やはり、法的根拠をつかさどっている方からの答弁をいただきたいと、まず、それ1点だけ。

○岸本議会事務局長 田島議員の質問ですが、法的にというのはまだ調べてはないんですけども、今回の条例を議員提案させていただいて、その中で小川副議長が言われたように、三常任委員会が二常任委員会となるということで、今までの7人が6人になるという形で条例改正もお手伝いをさせていただいたということでございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 局長、お願いしたいのは、こういうことは常に予測しとかないかんと思う。

やはり議会の委員会条例、最低、委員会条例等々についてはこういう予想外のことが起きた場合はこういう対応して議員にこういう指導をするということをしとかなと、やはり今日みたいに紛糾してしまうわけですね。

やっぱり、これは議会運営委員会でこの案件については、この部分については、やはり各議会運営委員会の委員さんには表決の意思を確認して、そして、委員会として決定しましたということとを全協なりで報告して、終始徹底してこの本会議場で条例改廃をするのが本来の筋と思うんです。

ということで、やはり、事務局というのは必要なポジションであって、そして、議員が常にお伺いして、アドバイスをいただくという部局ですので、そこを一つ局長、今後、こういうことの

ないようにお願いしたいなど。

わからなんだら、全国町村議長会のほうへ問い合わせたらいろんな凡例があるんです。それに基づいてやれば、やはり一番安全、安心な議会運営ができると思います。それは、議長を補佐する面にも必要なことですよ。やっぱり、こういうことがないように一つお願いしたいというので。

私は、提案者に細かいことを質問する自体がこの場では余りそぐわないと思うので、本来なら議運でもうちょっと議論しとけばよかつたん違うんかなと、かように思いますので。なぜか言うと、これ一つ、この案件がスムーズに行かなかったら、後刻の本日開いた臨時議会にも影響しますよ。

一旦紛糾して、結局廃案となったら、一事不再議で今期中にできないんですね。会期変えなあかんのですよ。

こういう重みのある、そういう今の議案の処理の仕方ですから、一事不再議ということは裁判でいえば一旦判決を出したものを2回も出されないということです。会期を変えんとだめです。今日中にできませんよ。

ということで、この採決をとるに当たって、慎重にせんと、今日出てきて、皆さんご苦労してらんですけど、審議できないということを認識を新たにさせていただきたいと、かように思います。

私は、あんまり答弁は求めません。自分の意見だけ言うときます。

○道工晴久議長 ありがとうございます。

私も一部責任ございます。この議案を議員提出議案として出されるときに、私も常任委員会が一つ減るから自動的に6だなという思いをしておりましたので、そこまで深く考えなかったことについて皆さん方におわびを申し上げたいと思います。

他にございませんか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 私も余り提案者に質疑をするというのは、現在聞かせていただいているので、理由等々はわかったんですけども、そもそも、議運の中でこういうように変えなあかん、また、全員協議会の中でこういうように変えていくということで何ら異論のなかったところで、書類を整理するだけのための提案だというようにとってたんです。

ということで、まあ言ったら、議会の申し合わせ事項というのを改廃するに当たっての議員の全員一致ということが原則だということでありまして、その上位に当たる委員会条例を改廃するに当たって、調整不足のところでは採決をとるというのはいかがなものかなと思っております。

そこで決めてしまったら、賛か否かとなったところで決まってしまうところなんですけど、も

う少し調整されたらいいのと違うのかな、このように思うんです。

だから、そこを調整する気があるのかなのか、休憩をとっても構いませんので、とにかく丸う、何て言うんですか、全員の意思をとってもらえるようにしてもらわれへんのかなと思うのが質疑なんですけど、どうでしょうか、お願いします。

○道工晴久議長 ちょっと待ってください。今、竹原議員のほうからこういう提案もございます。

そういうことも含めて他にご意見ございましたらお願いしたいと思います。小川日出夫君。

○小川日出夫議員 竹原議員の質疑に対しての答弁ではございませんが、田島議員と中原議員の議会運営委員会の人数を7人から6人に提案した、この件につきまして、私、先ほども議会運営委員会のメンバーでなかったもので、今日本議会で提案させていただきましたと申し上げました。

この件については、田島議員も中原議員も議会運営委員会を通して、その後、提案するべきではなかったのかというご説明でございました。

今後、私も、議長もおっしゃっていたように、常任委員長が1人減るから6人でいいのではないかという安易な思いで提案させていただいた次第でございます。

今後、こういう提案する場合は慎重を期して提案したいと思います。この場をおかりしておわびしたいと思います。

○道工晴久議長 他にございますか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 私がお聞きしたいのは、何て言うんか、提案者の方には物すごく骨折っていただいているというのはよくわかるんです。

ただ、その中でこのように賛否が分かれるような雰囲気になるような、こういう議案をそのまま提出されるか、もしくは修正をかけていただくか、そういう考えはございませんかという質問です。よろしくをお願いします。

○道工晴久議長 修正とはどういうことですか。何をどういうように修正を希望されてるんですか。

田島乾正君。

○田島乾正議員 竹原議員はそういう提案に対して修正案を求めているわけですね。それに時間をちょっと必要だという、休憩の動議が出ていますので、時間も時間ですし、暫時休憩を入れたらどうですか。

質問者にあれしてるんですよ。このまま行けば、個々に議論したらあんまり運営上いいことないから。

○道工晴久議長 竹原議員、先、何かあるん違うん。もういいですか。

○竹原伸晃議員 はい。

○道工晴久議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 今、修正という言葉がありましたので、修正動議であるのであれば、それを真摯に受けとめたいと思います。

そうじゃないの。

○竹原伸晃議員 提案者が修正する意思はありますか、ないですかという質問です。

○道工晴久議長 今、竹原議員のほうから提案者が修正する気はあるんですか、どこをどういうように修正するのか私わかりませんが、修正するということでなしに、今、話題になっているのは、議運にこのことについてかかってないということでございますから、その部分が今、議論されているわけでしょう。

全体的な常任委員会が三つから二つになったということについては、皆、ご了承いただいていることですから。

小川議員、時間もないですから、修正する気があるのかどうか、それだけ言ってください。

○小川日出夫議員 申し上げます。この議案について、何を修正するかしないか。修正しないと思っております。

○道工晴久議長 それでは、いろいろ皆さん方ご意見あると思います。

しかし、議運のメンバーでない方が提案されたということでもございますし、ここで採決を、他に質疑なかったら、討論やって採決したいと、かように思いますが、よろしゅうございますか。

(「休憩動議」の声あり)

○道工晴久議長 何について休憩ですか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 休憩動議に理由が必要なら、採決の表決をするのに、意思を、ちょっと考えをまとめたいために休憩を求めたいと思います。

○道工晴久議長 わかりました。

それでは、暫時休憩いたします。午後1時まで休憩をいたします。

(午前11時55分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に続きまして、会議を再開いたします。

先ほど来いろいろご意見いただきました。

なかなかいろいろな面で考える部分ございますけれども、このまま審議を継続していきたいと思っております。

他にご意見ございますか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 先ほど、質疑を1回させていただいて、提案者のほうから回答を得ました。

その中で、私、やっぱり求めるところは採決が分かれるであろうこの議案にそぐわない、何て言うのか、この委員会条例というのは採決でもってするのが妥当でないと思うんです。

そういった面から、先ほど田島議員のほうからも議会運営委員会を経ていない議事はどうだといった発言もありましたから、議会運営委員会を開催していただきたい動議を出させていたいただきたいなと思います。

動議は1人で出せませんので、誰か賛成者が必要なんですけど。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 すみません、今、議会運営委員会の運営にかかわることでご発言がありましたので、質疑の時間ではありますけれども、委員長を仰せつかっておりますので、発言を求めたいんですが、よろしいでしょうか。

○道工晴久議長 どうぞ。

○中原 晶議員 ありがとうございます。

本会議の開会中ということでもありますから、休憩をとって、その間に議会運営委員会を開催することが法令上といたしますか、議会運営上、可能であるのかどうか、念のため確認をさせていただきたいと思います。

ということで、休憩を挟んでいただきたいと思うんですけれども、お願いできませんでしょうか。

○道工晴久議長 本会議中で休憩をとって議会運営委員会をすることは可能です。

ですから、皆さんの総意であればそうしていただいても結構だと思います。

今、中原議員のご提案についてご意見ございますか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 よろしいですか。

それでは、暫時休憩をして議会運営委員会を開催していただきます。よろしく申し上げます。

(午後 1時03分 休憩)

(午後 2時30分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

休憩の間に議会運営委員会を開催していただきました。その経過につきまして、委員長、中原

議員からご報告をお願いいたします。

○中原 晶議員 議長、そんなことはするものなんですか。全員協議会には直近に行った報告。

○道工晴久議長 もういいですか。

○中原 晶議員 いや、一言発言だけはさせていただきたいので。

○道工晴久議長 せっかくやっていたいたんですから、報告してもらったほうがいいと思いましたが、あえて。

○中原 晶議員 ありがとうございます。

○道工晴久議長 出口議員がちょっと病院へ行っておりましたが、出席していただいておりますので、全員出席でございます。

中原 晶君。

○中原 晶議員 発言の機会をいただきましたので、議会運営委員会の報告、ちょっと異例かなとも思うんですけども、本会議中の休憩時間を利用しての開催という、これまた異例のことでありますので、この場をおかりして簡潔に報告をさせていただきたいと思っております。

議会運営委員会の皆さんには、会議に急遽ご参加をいただき、また、委員外の方についてはお待たせもいたしました。そのことについて、改めてこの場で感謝を申し上げたいと思っております。

本会議の質疑の中で、議論になっていた問題について、本来であれば提案される前に議会運営委員会で十分な議論を行った後にご提案いただくのが妥当であったかと思っておりますけれども、その時間的なゆとりもなかったという事情もありまして、議会運営委員会を急遽開催させていただきました。

幾つかの事柄について議論をいたしました。

まず、第1点は、三つの常任委員会を二つの常任委員会にし、定数を変更する、8人から6人に定数を変更するということ。

それから、各議員は二つの常任委員になるというところを、一つの常任委員になるという改定を行うということ。

それから、議会運営委員会の定数について、7人を6人にするということについて議論をいただき確認していただきました。

この議会運営委員会の定数については先ほど行われていた本会議の中で提案者からも述べられていたとおりであります。常任委員会の委員長が議会運営委員会には所属するというのが慣例となっておりますから、三つの常任委員会が二つの常任委員会になったということは、そこでマイナス1という差が生じるということから、7人を6人にするという改定が行われるということ

で確認をさせていただきました。

最後に、委員長及び副委員長の選任の方法について、委員会において互選をするというのが今の委員会条例ですが、それを議員全員で互選をするという変更の内容についても議会運営委員会の中で議題として扱い、議論をさせていただきました。

それぞれ全ての項目において、議会運営委員会として全員一致という結論にはならなかった部分もありますが、議論をさせていただいて、これからの本会議においてそれぞれの議員として態度表明をしていこうということで確認をさせていただきました。

報告は終わります。

○道工晴久議長 ご苦勞さんでございました。

各議員のほうからいろいろご意見もいただきました。ご発言はこの程度にとどめたいと思いませんけども、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○道工晴久議長 それでは、この件につきましては、続いて討論に入ります。

討論ございませんか。竹原伸晃君。賛成ですか、反対ですか。

○竹原伸晃議員 反対になります。

○道工晴久議長 どうぞ。

○竹原伸晃議員 この岬町議会委員会条例の一部を改正する条例は、内容が何点かあり、積極的に賛成したいもののほうが多いのですが、以前から全員協議会でも確認させていただいている中で、委員会において委員長、副委員長を決めるところを議員全員でということに修正するといったことに関して、やはり従前の標準規則にも委員会で互選するのが普通のように書かれておりますし、これを全員ですることになると、今まで取り組んできたことが何か間違ってくるのかな。

それと、実態に合うように改正するといった感じですけども、実態を変えたらいいんじゃないかな。委員会の条例を変えるよりも実態をこの条例に合うように運用すれば、それで済む話ではないかという観点から反対とさせていただきます。

○道工晴久議長 他にございませんか。田島乾正君。賛成ですか、反対ですか。

○田島乾正議員 反対意見を述べたいと思います。

○道工晴久議長 賛成の方、ございませんか。反保多喜男君。

○反保多喜男議員 賛成として討論させてもらいます。

私、小川議員の賛同者の1人でございます。先ほどの委員会のほうでも発言させていただきましたが、自分なりに十分考えた中で賛同させてもらいました。

先ほど、竹原議員の言われています委員長の決め方とかいろんなことを言われていますが、去年までは委員長は皆さんで決められて、あと、そういう各委員会に分かれた中で副委員長さんを決められていた。今まではずっとそういう形でできていました。

私、それも当然のような感じでずっと流れを踏んできていますけど、それこそスムーズにそういう委員会構成が行われて決定されて終わっておりましたので、自分から見ても、何ら問題はないと確信しております。

今までどおりの方法というか、それに賛同いたします。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 賛同しかねる反対の意見として、先ほど開催されました議会運営委員会においては、いろんな議論をいたしました。提案者からの意見も出て、そして、委員として意見も述べさせていただきました。

結果は出してないんですけども、私なりの意見も申し上げて、やはり、これは見解の相違だということで、私は私なりにこの提案に対する賛同はしかねるということを表示して反対討論いたします。

○道工晴久議長 他にございませんか。坂原正勝君。

○坂原正勝議員 賛成です。

○道工晴久議長 どうぞ。

○坂原正勝議員 さまざまな意見を拝聴しておりましたが、今まで条例の条文と現実にやっていることが合っていないということで今回そういう指摘がありまして、発端としてこの議論になったんですけども、聞いておりますと、条例どおりにはもう随分昔から行っていなかったというように聞いております。

それを今回、条文を調べたら一致していないということが判明しましてこの議論になったんですけども、そこで、条文どおりにするとなったら、それこそ今までやってきたことが間違っていたのかとなると思うんですね。

また、今までそれでやってきて何ら問題がないとも聞いております。

ここで、あえてそれを変えてまで条例どおりにする必要性がないのではないかという観点から、私は賛成したいと思います。

○道工晴久議長 他にございませんか。中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○道工晴久議長 どうぞ。

○中原 晶議員 今回の提案については、二つの大きな理由から反対をさせていただきます。

一つは、質問でも申し上げましたけれども、提案理由の中にある常任委員会の運営の活性化を図るという目的から見て、今回の提案がそぐわないものと言わざるを得ないという点であります。

常任委員会を三つから二つにすることについては、おおよそ議会全体の合意が得られているということもありましたから反対をするというものではありませんけれども、それぞれの所属する委員定数を8人から6人に少なくするという点については、徹底審議をするということから言っても十分な審議とチェック機能が果たせないという懸念をするものであります。

私も得手不得手がございますし、人間は不完全なものでありますから、いろんな方に議論に参加していただくというのが一番審議をするにはいいのじゃないかなとかねてから考えております。

それぞれの議員、また委員の皆さんと一緒に審議の場に加わっていて、そんなことは私とも思いつかなかったなど、まだまだ勉強不足だと率直に思われるような質問や意見を聞きますから、そういうことから考えても、委員の定数を減らす、それも2人も減らすというのはよくないことだと考えます。それが1点目の反対理由であります。

それから、もう1点は、委員長、副委員長の決め方の問題であります。先ほど質問をさせていただいて、6人よりも12人で選ぶほうがベターだと提案者はおっしゃいましたけれども、質問の中で申し上げたとおり、岬町の委員会条例でも、標準の全国の町村議会の委員会条例でも、まずは委員の選任が行われて、誰がどの委員会に入るのかということを決めて、その後それぞれの委員会において委員長も副委員長も決めるというのが物事の道理ではないかというのが基本的な考え方です。

実態に合わせてという議論がもう一方であります。私は、このことについて申し上げるとするならば、議会では一定の明文化されたルールがありまして、それを守って運用するのが基本でありますけれども、それぞれの議会のそのときの事情に応じて、運用として柔軟に扱っていくということもあり得る、それが議会であると考えております。

それで、以前、いつときは委員長を先に決めなければ委員会構成そのものが決められないという問題が私たち議会の中に現実の問題としてあったんですね。

議会の三役というように便宜上呼んでいる役員の方と、それから三つの常任委員長は三つの常任委員会の中で一つの常任委員会にしか入れないというルールに基づいて、それこそ運用していたものですから、基本的には三つの常任委員会に2カ所議員は入るわけですが、それがかなわないケースが発生しておりまして、現実問題としてこの条例どおりの運用が難しいという問題がございました。

ただ、現時点ではそれは解消されておりますし、今回、提案をされている二つの常任委員会に6人ずつ所属しますというルールにするとするならば、もともと条例で定めている委員構成を決めて、それから委員会において正副委員長を決めるということは何ら差しさわりのない、いわば正常な状態に岬町の議会が戻るということですから、この議員全員で互選をするということに変える必要性は一切ないと考えるものであります。

であるからして、大阪府下の多くの自治体で委員会において互選をするという定めに基づいて運用されているのも、そういったことからかなと推察をするものであります。

議会の中には、さまざまな立場のものがそれぞれ住民から選ばれて居合わせるわけでありますから、一定のルールをそれぞれで相談をし協議をしながら決めていくということは当然でありませぬけれども、それを前提としたとしても、この委員会において互選をする部分を議員全員で互選をするに変えることについては、議会制民主主義になじまない、本来であれば議題として議論になること自体が私にとっては非常に理解に苦しむところであります。

そういった理由から、本件については反対をするものであります。

○道工晴久議長 他にございませんか。

ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議員提出議案第1号「岬町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」を、起立により採決します。本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○道工晴久議長 起立少数であります。よって、議員提出議案第1号は否決することになりました。

念のために申し添えておきます。先ほど否決されました件につきましては、本会議で否決されましたので、従来どおりの3常任委員会、決め方につきましても従来どおりということになると思いますので、その点をお知りおきいただきたいと思います。

修正動議が出なかったもので、そういう方法しかございませんので、ご了解お願いしておきます。

○竹原伸晃議員 議長、決め方において従来どおりというのはどのようなようになるんですか。

○道工晴久議長 この件については否決されましたから、今までのものが生きているということです。

○竹原伸晃議員 ちょっと違う。

○道工晴久議長 それは、また後で決めましょう。

○道工晴久議長 日程第8、議員提出議案第2号「特別委員会の設置について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。副議長、小川日出夫君。

○小川日出夫副議長 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第2号、特別委員会の設置について、岬町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提出者及び賛成者は次のとおりです。

敬称は略させていただきます。

提出者	岬町議会議員	小川日出夫
賛成者	同	坂原 正勝
	同	辻下 正純
	同	反保多喜男
	同	竹原 伸晃
	同	和田 勝弘
	同	出口 実

以上であります。

提案理由は、下記のとおり特別委員会を設置することについて、岬町議会委員会条例第5条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

まず、委員会の名称、深日港活性化・空港対策委員会。

設置目的は、深日港の活性化に関し、必要な調査及び研究を行う。また、環境対策等に関する事件については審査を行う。

委員定数は6人。

設置期間は目的が達成されるまで。

次に、委員会の名称、第二阪和国道建設促進委員会。

設置目的は、第二阪和国道建設促進に関する事件について審査を行う。

委員定数は6人。

設置期間は、目的が達成されるまで。

次に、委員会の名称、議会広報委員会。

設置目的は、議会活動状況を広く住民に周知し、住民の行政に対する理解と信頼を得ることを目的とし、議会活動にわたる広報に関する事項を協議する。

委員定数は、5人。

設置期間は目的が達成されるまで。

以上、三つの特別委員会であります。

なお、いずれも閉会中においても審査ができるものとしております。

以上でございます。

ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、質疑に対する答弁については、自席で行いたいと思いますので、ご了承を願います。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 議員提出議案第2号、特別委員会の設置について、1点お尋ねをいたします。

今回、新たに議会広報委員会を設置する、それから、その他の二つについては一定の統合等も含めて見直しを行うというご提案かと思えます。

1点お聞きしたいのは、議会広報委員会の設置目的であります。議会活動状況を広く住民に周知し、これは妥当だと思っています。ただ、その後の、住民の行政に対する理解と信頼を得ることを目的とすると、ここが私は大きな疑念がございます。なぜ議会が行政に対する理解や信頼を得ることを目的に特別委員会を設置するのか、私どもは、語弊があったらいけませんけれども、それを恐れずに申し上げるとすれば、行政のお使いではありません。

なぜ、行政に対する理解と信頼を得ることを目的にして委員会を設置するのか、このことが私はさっぱりわからないんです。

議会の活性化の問題は非常に大切な問題ですし、議会の活動をより広く住民の皆さんに知っていただく、そして、そのことを経ながら住民の皆さんからのさまざまな要望をいただいて、そのことを行政に伝え、また町政に反映をしていく、これが私どもの一つの役割でありますから、そのことの一環として議会広報委員会を設置するということは非常に有意義なことだと私は考えているんです。

ただ、この設置目的を遂行するためにこの広報委員会を設置するというのは大きな誤りであろうと思うんですけど、私のこの考え方に対して提案者はどのようにお考えになるか、お聞きをします。

○道工晴久議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 お答えしたいと思います。

議会活動状況を広く住民に周知します。先ほど中原議員のほうから行政の、何て言われたのかな、お使い、そういうような答弁がございましたが、私どもはこの議場、また委員会において、

行政とともに住民のためにいろんな議論を重ね、行政とともに議会の活動を住民に広く知らせたい思いでこの広報委員会を設置目的にいたしました。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいまご答弁いただきました。

行政とともに、いいことは行政とともに前に進めたらいいと思うんです。ただ、これは条件付きのことでありまして、行政とともに行っていく行政の頑張ろうとしていることを議会としても後押しすることが住民の皆さんのためになるということに限っては行政とともに足並みをそろえて努力をすればいいと思うんですけれども、この表現では、そうでないことでも何でもかんでも行政とともにという誤解を招くものとならざるを得ません。

それから、行政に対する理解と信頼を得ることを目的として委員会を設置するということがありますけれども、信頼を得ることを目的というのも、私、多少納得できない部分があるんです。

協力を得ることを目的にということであれば理解できるんですが、信頼というのは自然と発生するものでありまして、行政が努力をしている事柄に触れた住民は行政や岬町そのものに対して自然と信頼の念を抱くものであります。

ですので、それは二次的なものでありまして、そのために私どもは努力をするということで、ちょっとこの設置目的そのものが私としては理解をしがたいと思っているのですが、先ほど申し上げた、何もかも行政とともにということになってしまうんじゃないですか、その誤解を生むんじゃないでしょうかという私の疑問に対してはどのようにお答えになるか、お尋ねしたいと思います。

○道工晴久議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 お答えしたいと思います。

何もかも行政の言うがままに、我々は行政のお使いではないということは先ほども申し上げました。

行政のかかわることに対して全てがいいとは私は申し上げておりません。悪しきことは当然議会において、委員会において指摘をし、よい方向に行政を導いて、そのよい方向の行政の活動を議会議員として広報として続けていきたいと思っております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、非常に私も共感するご発言をいただいたと思います。

そうであるならば、これは一つお考えをお聞きするんですけれども、この設置目的の表記、文言ですね、これについて少し誤解を招かないような表記に変えてご提案をするということはある

ませんでしょうか。

一定のご賛同もいただいているものですから、私もここで修正動議出してもどうしようもないのでお尋ねをするんですけど、この設置目的に書かれている表現の仕方について工夫を加えられてはどうかと思うんですが、そのことに対していかがでしょうか。

○道工晴久議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 設置目的をもう一度朗読させていただいて、私はこれがよいと思っておりますので、もう一度朗読させていただきます。

議会活動状況を広く住民に周知し、住民の行政に対する理解と信頼を得ることを目的とし、議会活動にわたる広報に関する事項を協議する。以上が、私の考えでございます。

○道工晴久議長 中原議員、よろしいですね。

○中原 晶議員 はい。

○道工晴久議長 他にございますか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 自分、賛成者ではございますが、少し勘違いしているところがございまして、休憩をいただいて、申しわけないんですけども、確認したいことがございますので、お願いできませんでしょうか。

○道工晴久議長 それでは、短時間で、すみません、時間も押してます。後の行事もございまして、短時間で。誰に確認するんですか、提案者に確認するんですか。

○竹原伸晃議員 はい。

○道工晴久議長 それでは、お二人でどうぞ、別室で。

暫時休憩します。

(午後 2時59分 休憩)

(午後 3時20分 再開)

○道工晴久議長 再開します。

設置目的のところ、少し追加の言葉を入れたいと、こういうお申し出がございましたので、提案者からその説明をしていただきます。小川日出夫君。

○小川日出夫議員 先ほどの特別委員会設置についての説明の中で、広報委員会の部分で、1行目の設置目的、「住民の」の後ろに「議会及び」を追加したいと思います。

○道工晴久議長 先ほど配りました修正の部分でございます。「議会及び」という文言を入れるということでございます。

それでは、この件につきまして、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

それでは、討論に入ります。

討論ございませんか。中原 晶議員。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

議員提出議案第2号、議会広報委員会の設置目的の表現について、提案者から一定の努力がなされたところでありまして、住民の理解及び行政に対する理解と信頼を得ることを目的とし、という表現に工夫をされたというご報告がありました。

先ほど質問をさせていただいて、そのご回答からしますと、目指すところは一緒なんだろうということは理解しているつもりなんです。

ただ、こうして文章に文字として明記をする限りにおいては基本的に誤解をできるだけ招かないものを準備すべきであろう。

ちょっと、中原さんは考え過ぎじゃないかなとお思いの方もおられるかもしれませんが、気がつく範囲においてできる限り厳正に、また正確に表現を行うというのが議会、また議員としてのあるべき姿であろうと考える立場から、疑念の余地を残すものには賛同しかねると考えます。

先ほど、質問の中で、私の考え方についても申し上げたところではありますが、議会及びという言葉が入ったとしても、行政に対する理解と信頼を得ることを目的として議会の広報委員会が働くというのは、私はこの表現は住民の皆さんの中には誤解を生じかねないものと考えますので、議会と行政が独立した対等な関係であることから、この表現が残されている限り賛同はできないと考えるものであります。

○道工晴久議長 今、反対の討論をいただきました。

議長の立場で申しわけないんですけども、先ほど提案者と協議をしていただいた。その上で、おいて文言を入れるということで話がなかったのではないかなと、私はそう理解していたのですが、それができなかったということでもいいわけですか。中原 晶君。

○中原 晶議員 余り本会議場でこういうことについて発言をするべきでないかなとも思うんですが、議長からそういう発言ありましたから、あえて申し上げたいと思います。

確かに、提案者の修正の努力がなされましたし、また、そのことによる働きかけもあり、私も賛同してほしいと、それやったら賛同できるのというようなお言葉をいただいたかなというようには思います。

ただ、その議論の最後には、皆さんが賛成されれば、私1人反対してもこの議案は通るんじゃないですかと申し上げたところでありまして、私は否決することが目的ではないんですが、議長の発言ありましたから、協議してみんな賛成するはずだったんじゃないのっていう問いかけがありましたから、私は、この案であれば賛同できますとはその場では明言していないことをこの場で申し上げておきたいと思います。

○道工晴久議長 はい、わかりました。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 賛成の立場で討論に加わせていただきます。

ただいま議案審議しているところの議会広報委員会というところは、やはり議員として住民に議会の活動をどれだけ周知できるか、それによって住民の理解と信頼を得る。その内容において、やはり中心になるのは一般質問や委員会での審議においてどのような審議がされたかという内容になるのかなと思っています。

一般質問においても、私たちが発言したことを箇条書きで書くのではなしに、やはり、発言したことに對して行政側はどのように考えているか、Q&Aで載せるのかな、このように思っています。

やはり、議員はどう考えて、行政はどう考えているというような内容になってくるのかなと思う立場でございまして、やはり、そこが一步進むということが重要であり、私も頑張っていきたいと思う立場でありますから、賛成とさせていただきます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議員提出議案第2号「特別委員会の設置について」を起立により採決します。本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議員提出議案第2号は可決することに決定しました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

(午後 3時28分 休憩)

(午後 3時44分 再開)

○小川日出夫副議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま議長の道工晴久君から議長の辞職願が提出されましたので、議長が決定するまでの間、議長の職務を行います。

お諮りします。

「議長辞職について」を日程に追加し、直ちに議題にすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 異議なしと認めます。

よって、追加日程第1「議長辞職について」を日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、道工晴久君が除斥されております。

事務局に辞職願を朗読させます。岸本局長、よろしく申し上げます。

○岸本事務局長 それでは、命によりまして、辞職願を朗読させていただきます。

「辞職願」

今般、議会の申し合わせにより、議会議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願い出ます。

平成29年5月9日

岬町議会議長 道工晴久

岬町議会副議長様

以上でございます。

○小川日出夫副議長 お諮りします。

道工晴久君の議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 異議なしと認めます。

よって、道工晴久君の議長の辞職を許可することに決定しました。

道工晴久君の入場を求めます。

(道工晴久議長 入場)

○小川日出夫副議長 ただいま、道工晴久君の議長の辞職が許可されましたので、報告します。

ただいま議長が欠員になりました。

お諮りします。この際、議長の選挙について日程に追加し、直ちに議長の選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 異議なしと認めます。

○小川日出夫副議長 よって、追加日程第2、選挙第2号「議長の選挙について」を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名方法については、私から指名したいと思えます。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 異議なしと認めます。

よって、私から指名することに決定しました。

それでは、私から指名します。議長に、道工晴久君を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました道工晴久君を議長の当選人に決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川日出夫副議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました道工晴久君が議長に当選しました。

本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

本来は議長に当選されました道工晴久君のご承諾があったものとしてごあいさつを受けるところではございますが、申し合わせにより、議会役員が全て決定した後ということでご了承願います。

新議長が決まりましたので、私の役目はこれで終わります。

道工晴久議長、議長席にお着き願います。

○道工晴久議長 それでは、あいさつは後ほどということになっておりますので、議事を進めさせていただきます。

お諮りいたします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。

(午後 3時50分 休憩)

(午後 3時51分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま、副議長の小川日出夫君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

「副議長辞職について」の日程を追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

○小川日出夫副議長 よって、追加日程第3「副議長の辞職について」を日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、小川日出夫君が除斥されております。

事務局に辞職願を朗読させます。岸本局長、よろしく申し上げます。

○岸本事務局長 それでは、命によりまして、辞職願を朗読させていただきます。

「辞職願」

今般、議会の申し合わせにより、議会副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願い出ます。

平成29年5月9日

岬町議会副議長 小川日出夫

岬町議会議長様

以上でございます。

○道工晴久議長 お諮りします。

小川日出夫君の副議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、小川日出夫君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

小川日出夫君の入場を求めます。

(小川日出夫副議長 入場)

○道工晴久議長 ただいま、小川日出夫君の副議長の辞職が許可されましたので、報告します。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。この際、「副議長の選挙について」を日程に追加し、直ちに副議長の選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

○道工晴久議長 よって、追加日程第4、選挙第3号「副議長の選挙について」を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、私から指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、私から指名することに決定しました。

それでは、私から指名をいたします。

副議長に、坂原正勝君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました坂原正勝君を副議長の当選人と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました坂原正勝君が副議長に当選しました。

本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

本来なら副議長に当選されました坂原正勝君のご承諾があったものとしてごあいさつをお受けするところではありますが、申し合わせにより、議会役員が全て決定した後ということでご承認をお願い申し上げます。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。

(午後 3時56分 休憩)

(午後 5時03分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に続きまして、会議を再開いたします。

資料も配り終わりましたので、会議を進めさせていただきます。

お諮りいたします。この際、議事日程を追加したいと思います。

追加議事日程については、お手元に配付しております追加議事日程表のとおりであります。

追加議事日程表のとおり議事を追加することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、追加議事日程表のとおり議事を追加することに決定しました。

○道工晴久議長 追加日程第5、選任第1号「常任委員会委員の選任について」から、追加日程第

6、選任第2号「議会運営委員会委員の選任について」、追加日程第7、選任第3号「特別委員会委員の選任について」までの3件を一括議題としたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、追加日程第5、追加日程第6及び追加日程第7の3件を一括議題とします。

常任委員会委員、議会運営委員会委員、特別委員会委員の指名について、委員会条例第7条の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しました名簿のとおり、それぞれの委員に選任することに決定しました。

各委員会の委員が選任されましたので、それぞれの委員会の委員長及び副委員長が互選されますので、ただいまより、暫時休憩したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

(午後 5時05分 休憩)

(午後 5時06分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

休憩中に各委員会が開催され、それぞれの正副委員長が互選されましたので、お手元に配付しました名簿をもって報告とさせていただきます。

○道工晴久議長 追加日程第8、選挙第4号「泉州南消防組合議会議員の選挙について」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選とすることに決定しました。

指名については、私のほうから指名したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、私のほうから指名することに決定しました。

泉州南消防組合議会議員に、総務文教委員会委員長の小川日出夫君、私、議長の道工晴久を指名します。

お諮りします。

ただいま、指名しました小川日出夫君と道工晴久を当選者と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました小川日出夫君と道工晴久が、泉州南消防組合議会議員に当選されました。

ただいま、泉州南消防組合議会議員に当選されました2名が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、告知をします。

私のほか、小川日出夫君よろしくお願いをします。

○道工晴久議長 追加日程第9、議案第37号「監査委員の選任について同意を求める件」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、奥野 学君の退場を求めます。

(奥野 学議員 退場)

○道工晴久議長 本件について、提案理由の説明を求めます。

町長、田代 堯君。

○田代町長 追加日程第9、議案第37号、監査委員の選任について同意を求める件につきましてご説明を申し上げます。

提案理由といたしまして、議会議員から選任の田島乾正氏が監査委員を退職されましたので、奥野 学氏を監査委員に選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を

求めるものであります。よろしくご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

本件は、人事に関することですので、討論を省略したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより、議案第37号「監査委員の選任について同意を求める件」を起立により、採決します。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立満場一致)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第37号は同意することに決定しました。

奥野 学君の入場を求めます。

(奥野 学監査委員入場)

○道工晴久議長 ただいま、監査委員の選任同意が可決されましたので報告します。

お諮りします。追加日程第10「総務文教委員会の閉会中の所管事務調査について」から、追加日程第11「厚生委員会の閉会中の所管事務調査について」、追加日程第12「事業委員会の閉会中の所管事務調査について」、追加日程第13「議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について」までの4件について一括議題にしたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、追加日程第10から、追加日程第13までの4件は、一括議題とすることに決定しました。

お手元に配付しております申出書のとおり、3 常任委員長並びに議会運営委員長から会議規則

第75条の規定に基づき、それぞれの所管事務について、閉会中の継続審査をしたい旨の申し出があります。

お諮りします。3 常任委員長並びに議会運営委員長からの申出書のとおり、それぞれ閉会中の継続審査とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決定しました。

なお、行財政改革特別委員会につきましては、初期の目的を達しましたので、委員会は廃止することに決定をしておりますので、報告いたします。

それでは、僭越ですが、新役員を代表しまして私のほうからごあいさつを申し上げたいと思いますので、降壇をお許し願います。

副議長、監査委員、各常任委員長、議会運営委員長さんは演壇の前のほうにご整列をお願い申し上げます。

(議長降壇)

○道工晴久議長 それでは、ごあいさつ申し上げます。

これからまた議員のみなんで精いっぱい議会運営に携わって努力してまいります。

皆さん方のご協力をいただき、議会が円滑に進められるように頑張りたいと思います。

まだまだ議会も改革をしていかなければいけない問題もたくさんございます。特に、4年ほど前から問題になっております議会の基本条例の制定等、議会として本当に大事なこともたくさんございますので、そういったものに私自身も率先しまして、頑張って務めてまいりますので、よろしくご指導をお願い申し上げます。就任のごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、前副議長、前監査委員、前常任委員長、前議会運営委員長さんは自席でご起立をお願いいたします。

前役員を代表して、小川日出夫前副議長からごあいさつをお願い申し上げます。前副議長、演壇のほうにお願いを申し上げます。

○小川日出夫前副議長 本日、任期を迎えまして、無事、副議長の座を退任することができました。

引き続き、議長においてはもう2年間議長をやっていただけのことですので、私どもも今後、議長の目となり足となり手となり力を尽くしていきたいと思っております。この2年間、まこと

にありがとうございました。

○道工晴久議長 前役員の皆さん、1年間本当にありがとうございました。

どうぞ、着席してください。

お諮りします。

以上をもって、本臨時会の会議に付された事件は、全て議了しました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これをもって、平成29年第1回岬町議会臨時会を閉会いたします。

長時間にわたる慎重審議、まことにありがとうございました。

(午後5時16分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成29年5月9日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 坂 原 正 勝

議 員 辻 下 正 純